

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第28号～議案第39号)

令和5年第1回(3月)川口市議会定例会

令和5年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 28号参考資料	川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 29号参考資料	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例及び川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第 30号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第 31号参考資料	川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案新旧対照表……………	6
議案第 32号参考資料	こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表……………	9
議案第 33号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	36
議案第 34号参考資料	川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	37
議案第 35号参考資料	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	38
議案第 36号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	39
議案第 37号参考資料	川口市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例を廃止する条例案新旧対照表……………	41
議案第 38号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	42
議案第 39号参考資料	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	44

議案第 28号参考資料

川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 } } (略) 理財部 }</p> <p>市民生活部 (1)～(5) (略) <u>(6) 文化行政に関すること。</u> <u>(7)～(9) (略)</u></p> <p>福祉部 } } (略) 都市整備部 }</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 } } (略) 理財部 }</p> <p>市民生活部 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)～(8) (略)</u></p> <p>福祉部 } } (略) 都市整備部 }</p>

○ 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成12年条例第52号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号。以下「公開条例」という。） <u>）第17条第1項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> <u>）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び川口市議会の個人</u> <u>情報の保護に関する条例（令和4年条例第53号）第45条第1項の規定による</u> <u>諮問に応じ、審査請求について審査し、並びに行政不服審査法（平成26年法</u> <u>律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属さ</u> <u>せられた事項を処理するため、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「</u> <u>審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第1条の2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p><u>(1) 公開条例第2条第1号に規定する実施機関</u></p> <p><u>(2) 川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）第2条第2項</u> <u>に規定する実施機関</u></p> <p><u>(3) 議長</u></p> <p>2 この条例において「<u>公文書</u>」とは、<u>公開条例第12条第1項に規定する公開決</u> <u>定等に係る公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。</u></p> <p>3 この条例において「<u>保有個人情報</u>」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、</u> <u>同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定す</u> <u>る利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報</u></p> <p><u>(2) 川口市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号アに規定する開示</u> <u>決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第42条第1</u> <u>項に規定する利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号。以下「公開条例」という。） ）第17条及び _____ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号 ）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項 _____ _____ の規定によ る諮問に応じ、審査請求について審査し、並びに行政不服審査法（平成26年法 律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属さ せられた事項を処理するため、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「 審査会」という。）を置く。</p>

報

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。

2～4 (略)

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、公文書（公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。

2～4 (略)

議案第 30号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,596人</u></p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>9人</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>606人</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,569人</u></p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>8人</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>601人</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第 31号参考資料

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案新旧対照表

○ 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>第3条 削除</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第5条 ギャラリーの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第6条 指定管理者は、ギャラリーにおいて次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で<u>市長</u>が特に認めるもの</p> <p>（開館時間）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て同項の開館時間及び入館時間を変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p><u>（管理）</u></p> <p><u>第3条</u> ギャラリーは、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第5条 ギャラリーの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第6条 指定管理者は、ギャラリーにおいて次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で<u>教育委員会</u>が特に認めるもの</p> <p>（開館時間）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て同項の開館時間及び入館時間を変更することができる。</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

(利用の範囲等)

第9条 (略)

2 前項の規定により展示室等を利用させることができる期間は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用を許可しない。

(1) ～(3) (略)

(4) その他ギャラリーの管理上支障があるものとして市長が定めるとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、管理上特に必要があるものとして市長が別に定めるとき、又は展示室等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) ・(3) (略)

2 (略)

(指定の取消し等の特例)

第20条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、ギャラリーの管理を行うものとする。

2 前項の規定により市長がギャラリーの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、ギャラリーの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用の範囲等)

第9条 (略)

2 前項の規定により展示室等を利用させることができる期間は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用を許可しない。

(1) ～(3) (略)

(4) その他ギャラリーの管理上支障があるものとして教育委員会が定めるとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、管理上特に必要があるものとして教育委員会が別に定めるとき、又は展示室等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) ・(3) (略)

2 (略)

(指定の取消し等の特例)

第20条 教育委員会は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、ギャラリーの管理を行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会がギャラリーの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、教育委員会規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、ギャラリーの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○ 川口市文化芸術審議会条例（平成29年条例第31号）（附則第3項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(3)（略）</p> <p>（委員） 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。 (1)～(5)（略）</p> <p>（庶務） 第9条 審議会の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p>	<p>（所掌事務） 第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(3)（略）</p> <p>（委員） 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (1)～(5)（略）</p> <p>（庶務） 第9条 審議会の庶務は、<u>教育局</u>において処理する。</p>

議案第 32号参考資料

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）（第1条第1号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（身体障害者等に対する種別割の減免）</p> <p>第93条の2 （略）</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、<u>主務大臣</u>の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（身体障害者等に対する種別割の減免）</p> <p>第93条の2 （略）</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 川口市障害者生活介護施設設置及び管理条例（平成23年条例第95号）（第1条第2号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用料金） 第12条（略） 2 利用料金の額は、法に基づき<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額及び 法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。</p>	<p>（利用料金） 第12条（略） 2 利用料金の額は、法に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額及び 法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。</p>

○ 川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例（平成23年条例第96号）（第1条第3号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用料金） 第12条（略） 2 利用料金の額は、法に基づき<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額及び 法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。</p>	<p>（利用料金） 第12条（略） 2 利用料金の額は、法に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額及び 法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。</p>

○ 川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例（平成27年条例第54号）（第1条第4号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用料金） 第10条（略） 2 利用料金の額は、法に基づき<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額及び 法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。</p>	<p>（利用料金） 第10条（略） 2 利用料金の額は、法に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額及び 法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。</p>

○ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）（第1条第5号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(13)～(17)（略）</p> <p>（従業者の員数） 第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第197条及び第205条において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（障害者の日</p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(13)～(17)（略）</p> <p>（従業者の員数） 第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第197条及び第205条において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（障害者の日</p>

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第1項に規定する主務大臣が定める者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 （略）

（従業者の員数）

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する主務大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 指定障害福祉サービス基準第44条第2項に規定する主務大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1以上とする。

3 （略）

（従業者の員数）

第50条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) （略）

(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定する主務大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア・イ （略）

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 （略）

（従業者の員数）

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 指定障害福祉サービス基準第44条第2項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1以上とする。

3 （略）

（従業者の員数）

第50条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) （略）

(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア・イ （略）

2～8 (略)

(利用者負担額等の受領)

第55条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(従業者の員数)

第79条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支

2～8 (略)

(利用者負担額等の受領)

第55条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(従業者の員数)

第79条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支

援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア) から(ウ) までに掲げる平均障害支援区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する主務大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該(ア) から(ウ) までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ～エ (略)

(3) (略)

2～7 (略)

(利用者負担額等の受領)

第83条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第82条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第120条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第113条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定障害福祉サービス基準第127条第3項に規定する主務大臣が定める者でなければならない。

援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア) から(ウ) までに掲げる平均障害支援区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該(ア) から(ウ) までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ～エ (略)

(3) (略)

2～7 (略)

(利用者負担額等の受領)

第83条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第113条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定障害福祉サービス基準第127条第3項に規定する厚生労働大臣が定める者でなければならない。

4 (略)

(利用者負担額等の受領)

第127条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第159条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第170条第5項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

6・7 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第140条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の

4 (略)

(利用者負担額等の受領)

第127条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、指定障害福祉サービス基準第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6・7 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第140条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の

指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第156条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第156条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第156条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第156条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第156条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第156条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第156条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第156条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第156条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第156条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第156条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指

指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第156条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第156条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第156条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第156条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第156条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第156条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第156条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第156条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第156条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第156条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第156条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指

定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。) 」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

(主務大臣が定める事項の評価等)

第169条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する主務大臣が定める事項について、同条に規定する主務大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第196条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中

定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。) 」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第169条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第196条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中

「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条の11」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第

「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条の11」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第

2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

（準用）

第207条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第190条まで及び第193条から第195条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第207条において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第207条において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第207条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第207条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第207条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する主務大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する主務大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項中「第196条において読み替えて準用する第59条第1項に規定

2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

（準用）

第207条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第75条、第76条、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第190条まで及び第193条から第195条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第207条において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第207条において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第207条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第207条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第207条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第1項中「第196条において読み替えて準用する第59条第1項に規定

する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第188条中「第196条」とあるのは「第207条」と、第189条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章（略）

（従業者の員数等に関する特例）

第208条（略）

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第1項第3号及び第7項、第124条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第147条第1項第3号及び第5項並びに第158条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第172条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する主務大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2)（略）

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第210条 指定障害福祉サービス基準第219条に規定する主務大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定

する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第188条中「第196条」とあるのは「第207条」と、第189条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章（略）

（従業者の員数等に関する特例）

第208条（略）

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第1項第3号及び第7項、第124条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第147条第1項第3号及び第5項並びに第158条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第172条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2)（略）

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第210条 指定障害福祉サービス基準第219条に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定

基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下これらを「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第214条までに定めるところによる。

附 則

1 （略）

（経過措置）

2 当分の間、第1号の主務大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第79条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する主務大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに掲げる数

ア～ウ （略）

(2) 前号の主務大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3～25 （略）

基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下これらを「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第214条までに定めるところによる。

附 則

1 （略）

（経過措置）

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第79条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに掲げる数

ア～ウ （略）

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3～25 （略）

○ 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）（第1条第6号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11)（略） (12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。 (13)～(16)（略）</p> <p>（従業者の員数） 第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (ア)（略） (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。 (a) 次のiからiiiまでに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第</p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11)（略） (12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。 (13)～(16)（略）</p> <p>（従業者の員数） 第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (ア)（略） (イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。 (a) 次のiからiiiまでに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第</p>

172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する主務大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、当該iからiiiまでに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者(指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する主務大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除した数

ii・iii (略)

(b)(a) iの主務大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b～d (略)

(ウ) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)に規定する主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数

a・b (略)

イ～オ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第6号イ(1)に規定する主務大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、当該iからiiiまでに定める数

i 平均障害支援区分が4未満 利用者(指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除した数

ii・iii (略)

(b)(a) iの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b～d (略)

(ウ) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数

a・b (略)

イ～オ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第6号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第6条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第4条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する主務大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(利用者負担額等の受領)

第22条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア (略)

イ 指定障害者支援施設基準第19条第3項第3号ロの規定により主務大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ～オ (略)

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、指定障害者支

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第6条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第4条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(利用者負担額等の受領)

第22条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア (略)

イ 指定障害者支援施設基準第19条第3項第3号ロの規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ～オ (略)

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、指定障害者支

援施設基準第19条第4項の規定により主務大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第42条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る指定障害者支援施設基準第38条の2に規定する主務大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

援施設基準第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第42条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る指定障害者支援施設基準第38条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

○ 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第65号）（第1条第7号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第12条第1項第5号に規定する<u>主務大臣</u>が定める者をいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）<u>ア</u> 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する<u>主務大臣</u>が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数とする。</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）<u>ア</u> 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する<u>厚生労働大臣</u>が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数とする。</p>

(ア)～(ウ) (略)

イ～エ (略)

(4) (略)

2～8 (略)

(主務大臣が定める事項の評価等)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス基準第72条の3に規定する主務大臣が定める事項について、同条に規定する主務大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(職員の員数等の特例)

第90条 (略)

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する主務大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、第1号の主務大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下

(ア)～(ウ) (略)

イ～エ (略)

(4) (略)

2～8 (略)

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス基準第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(職員の員数等の特例)

第90条 (略)

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第75条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下

この項において同じ。) 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する主務大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。

）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数

ア～ウ （略）

(2) 前号の主務大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

4～9 （略）

この項において同じ。) 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。

）の平均障害支援区分に応じ、当該アからウまでに定める数

ア～ウ （略）

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

4～9 （略）

○ 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第66号）（第1条第8号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a) 次のiからiiiまでに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する<u>主務大臣</u>が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該iからiiiまでに定める数</p> <p>i 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する<u>主務大臣</u>が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数</p> <p>ii・iii (略)</p> <p>(b) (a) iの<u>主務大臣</u>が定める者である利用者の数を10で除した数</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>ア) (略)</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a) 次のiからiiiまでに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、当該iからiiiまでに定める数</p> <p>i 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数</p> <p>ii・iii (略)</p> <p>(b) (a) iの<u>厚生労働大臣</u>が定める者である利用者の数を10で除した数</p>

b～d (略)

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数

a・b (略)

イ～オ (略)

(3)～(6) (略)

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する主務大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

2～4 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する主務大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとするこ

b～d (略)

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数

a・b (略)

イ～オ (略)

(3)～(6) (略)

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のa又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該a又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a・b (略)

(イ) (略)

イ (略)

2～4 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第12条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとするこ

とができる。

(1)・(2) (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る障害者支援施設基準第33条の2に規定する主務大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

とができる。

(1)・(2) (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る障害者支援施設基準第33条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

○ 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用料）</p> <p>第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第6条第2項の許可を受けた保護者 児童福祉法に基づき<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用として市長が別に定める額の合計額</p> <p>(2) 第10条第2項の許可を受けた者 障害者総合支援法に基づき<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額及び同法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（使用料）</p> <p>第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第6条第2項の許可を受けた保護者 児童福祉法に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用として市長が別に定める額の合計額</p> <p>(2) 第10条第2項の許可を受けた者 障害者総合支援法に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額及び同法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額</p> <p>(3) （略）</p>

○ 川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調査審議事項の特例）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事項を含むものとする。</p> <p>3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。</p>	<p>（調査審議事項の特例）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事項を含むものとする。</p> <p>3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。</p>

議案第 33号参考資料

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第14条 と畜場法（以下この条において「法」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第14条第1項から第4項までの規定に基づくと畜検査申請手数料</p> <p>ア 生後1年以上の牛又は馬の場合 1頭につき <u>730円</u></p> <p>イ 生後1年未満の牛又は馬の場合 同 <u>340円</u></p> <p>ウ 豚、綿羊又は山羊の場合 同 <u>340円</u></p> <p>（埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第22条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下この条において「条例」という。）に基づき市長に認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第13条の規定に基づく<u>ふぐ処理施設認定申請手数料</u> 1件につき 4,600円</p> <p>(2) 条例第16条第2項の規定に基づく<u>ふぐ処理施設認定書の交付申請手数料</u> 同 2,900円</p> <p>(3) 条例第17条第1項の規定に基づく<u>ふぐ処理施設認定書の再交付申請手数料</u> 同 2,900円</p>	<p>（と畜場法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第14条 と畜場法（以下この条において「法」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第14条第1項から第4項までの規定に基づくと畜検査申請手数料</p> <p>ア 生後1年以上の牛又は馬の場合 1頭につき <u>700円</u></p> <p>イ 生後1年未満の牛又は馬の場合 同 <u>300円</u></p> <p>ウ 豚、綿羊又は山羊の場合 同 <u>300円</u></p> <p>（埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第22条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下この条において「条例」という。）に基づき市長に認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第13条の規定に基づく<u>ふぐ取扱施設認定申請手数料</u> 1件につき 4,600円</p> <p>(2) 条例第16条第2項の規定に基づく<u>ふぐ取扱施設認定書の交付申請手数料</u> 同 2,900円</p> <p>(3) 条例第17条第1項の規定に基づく<u>ふぐ取扱施設認定書の再交付申請手数料</u> 同 2,900円</p>

議案第 34号参考資料

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施設の設置場所の基準）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(3) ・(4) （略）</p>	<p>（施設の設置場所の基準）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条<u> </u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) ・(4) （略）</p>

議案第 35号参考資料

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、<u>488,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、<u>408,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>

議案第 36号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

2 (略)

2 (略)

議案第 37号参考資料

川口市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例を廃止する条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																										
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">特定不妊治療実施医療機関 指定審査会</td> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;"><u>17,800円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 査 員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;"><u>25,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名			報 酬 額	(略)				特定不妊治療実施医療機関 指定審査会	会 長	日額	<u>19,300円</u>	委 員	日額	<u>17,800円</u>	調 査 員	日額	<u>25,000円</u>	(略)			
職 名	報 酬 額																										
(略)																											
職 名			報 酬 額																								
(略)																											
特定不妊治療実施医療機関 指定審査会	会 長	日額	<u>19,300円</u>																								
	委 員	日額	<u>17,800円</u>																								
	調 査 員	日額	<u>25,000円</u>																								
(略)																											

議案第 38号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築基準法に基づく市長への申請に係る手数料の額等）</p> <p>第3条 法に基づき市長に許可、認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例認定申請手数料 同 27,000円</u></p> <p><u>(12)～(15) (略)</u></p> <p><u>(16) 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料 同 160,000円</u></p> <p><u>(17)～(49) (略)</u></p> <p>（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの（認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の建築物の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、</p>	<p>（建築基準法に基づく市長への申請に係る手数料の額等）</p> <p>第3条 法に基づき市長に許可、認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)～(14) (略)</u></p> <p><u>(15) 法第55条第3項各号</u> の規定に基づく建築物の高さの許可申請手数料 同 160,000円</p> <p><u>(16)～(48) (略)</u></p> <p>（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの（認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の建築物の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、</p>

次条、別表第4の2、別表第6及び別表第7において「省令」という。)第1条第1項第1号ロの設計一次エネルギー消費量(算出にあたり同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物に当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物の用途と同一の用途のものを用いたもの。以下この条において同じ。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 (平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「誘導基準」という。)に適合する場合に限る。) 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の欄に定める額(1の建築物がイ及びウに該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄及び(ウ)の欄に定める額を合算した額)

(2) 前号の認定申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る同項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3)・(4) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前号の認定申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る同項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(5)～(7) (略)

2 (略)

次条、別表第4の2、別表第6及び別表第7において「省令」という。)第1条第1項第1号ロの設計一次エネルギー消費量(算出にあたり同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物に当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物の用途と同一の用途のものを用いたもの。以下この条において同じ。)が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 (平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「誘導基準」という。)に適合する場合に限る。) 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の欄に定める額(1の建築物がイ及びウに該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄及び(ウ)の欄に定める額を合算した額)

(2) 前号の認定申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3)・(4) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前号の認定申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(5)～(7) (略)

2 (略)

議案第 39号参考資料

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入居予定者の選定の特例）</p> <p>第11条 市長は、入居させるべき公営住宅の戸数のうちその都度定める戸数について、第9条の規定により抽選により入居予定者の選定をするとき、又は前条の規定により入居補欠者を定めるときは、次の各号のいずれかに該当する者には、その該当する状況に応じ、優先的な取扱いをすることができる。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) アからオまでのいずれかに該当する者 ア～エ (略) オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度である者</p> <p>(5) ・(6) (略)</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の承認を受けようとする者又は同居者が病気にかかっていることその他特別の事情が存在し、居住の安定を図る必要があると認めるときは、前項（第1号を除く。）の規定にかかわらず、<u>第1項</u>の承認をすることができる。</p> <p>（収入の申告等）</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 市長は、入居者（次に掲げる者に限る。）が、前項に規定する収入の申告をす</p>	<p>（入居予定者の選定の特例）</p> <p>第11条 市長は、入居させるべき公営住宅の戸数のうちその都度定める戸数について、第9条の規定により抽選により入居予定者の選定をするとき、又は前条の規定により入居補欠者を定めるときは、次の各号のいずれかに該当する者には、その該当する状況に応じ、優先的な取扱いをすることができる。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) アからオまでのいずれかに該当する者 ア～エ (略) オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である者</p> <p>(5) ・(6) (略)</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の承認を受けようとする者又は同居者が病気にかかっていることその他特別の事情が存在し、居住の安定を図る必要があると認めるときは、前項（第1号を除く。）の規定にかかわらず、<u>同項</u>の承認をすることができる。</p> <p>（収入の申告等）</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 市長は、入居者（次に掲げる者に限る。）が、前項に規定する収入の申告をす</p>

ること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法により当該入居者の収入を把握することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）

(4) (略)

3・4 (略)

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成8年／厚生省／建設省令第1号）第2条各号に掲げる者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同令第1条各号に掲げる事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、社会福祉法人等に対し、公営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

ること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法により当該入居者の収入を把握することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）

(4) (略)

3・4 (略)

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年／厚生省／建設省令第1号）第2条各号に掲げる者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同令第1条各号に掲げる事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、社会福祉法人等に対し、公営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)